

提出日(西暦)	2016年6月30日
---------	------------

品質管理システム概要書(2016年3月31日現在)

監査事務所名 新宿監査法人
代表者名 田中信行

1. 品質管理に関する責任の方針及び手続

日本公認会計士協会が、監査に関する品質管理基準としている「監査事務所における品質管理」品質管理基準委員会報告書第1号及び「監査業務における品質管理」監査基準委員会報告書220並びに「監査の品質管理規程の例示について」中小事務所等施策調査会研究資料第1号に基づき、新宿監査法人(以下、「当法人」という。)が定めた品質管理の方針及び手続である監査の品質管理規程(以下、「当法人の規程」という。)第7条第1項において、品質管理に関する最終的な責任は社員会の代表者が負う旨を規定している。

また、同項により、品質管理担当責任者が品質管理のシステムの整備及び運用に関する責任を負う旨を規定している。

さらに、同条第7項では、監査責任者は、品質管理のシステムに準拠して監査を実施する責任を負う旨を規定している。

なお、最高経営責任者が、当法人が主催する研修会等において、監査業務の質を重視するメッセージを伝達している。

2. 職業倫理の遵守及び独立性の保持のための方針及び手続

(1) 職業倫理

日本公認会計士協会の倫理規則及び同協会中小事務所等施策調査会研究資料第1号「監査の品質管理規程の例示について」を参考に、当法人が定めた倫理規程において職業倫理を規定している。

(2) 独立性

当法人の規程第9条において、独立性の規定を遵守するための方針と手続を定め、これに対する違反を識別した場合には適切な措置を講じること併せて規定している。

なお、独立性の確認は年1回定期的実施している。

(3) ローテーションの方針及び手続

監査責任者のローテーションの方針及び手続については、当法人の倫理規程第

24条において、継続監査期間7年、インターバル2年の日本公認会計士協会のルールを遵守する旨を規定し、平成14年4月1日以降開始する事業年度の監査より実施している。

3. 契約の新規の締結及び更新の方針及び手続

当法人の規程第5章「契約の新規の締結及び更新」第12条において、新規の締結及び更新の方針と手続を定め、同条以下の条項で利益相反関係の有無等具体的な検討項目を規定している。また、監査契約の新規の締結、更新は社員会において決定している。

「不正リスクへの対応」

不正リスクを考慮して監査契約の締結及び更新に伴うリスクを評価する旨を規定している。

4. 専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任の方針及び手続

当法人の規程第6章「専門要員の採用、教育・訓練、評価及び選任」第17条において、採用等の方針と手続を定め、第18条以下の条項で採用や能力等に関する具体的な要件を規定している。

また、CPE(継続的専門研修制度)に基づく必要単位数の履修を義務付けており、監査事務所としても履修状況の把握と指導を行っている。

「不正リスクへの対応」

専門要員に対し、当法人内外の研修等を通じ、不正に関する教育・訓練の適切な機会を提供することとしている。

5. 業務の実施

(1) 監査業務の実施及び適切な監査報告書の発行を合理的に確保するための方針及び手続

当法人の規程第7章「業務の実施」第23条において、監査業務の実施に関する方針と手続を定め、第24条以下の条項で監査チームのメンバーに対する指示、指導・監督すべき事項を規定している。

「不正リスクへの対応」

監査責任者が、不正リスクに適切に対応できるように、監査業務を監督し、監査調書を査閲することとしている。

(2) 専門的な見解の問合せの方針及び手続

当法人の規程第27条において、専門的な見解の問合せの方針と手続を定め、併せて、得られた見解が監査業務の実施及び監査意見の形成に十分に検討され対処されたことを確かめなければならない旨を規定している。

「不正リスクへの対応」

不正による重要な虚偽表示を示唆する状況が識別された場合、又は不正による重

要な虚偽表示の疑義があると判断された場合には、必要に応じ当法人内外の適切な者に問合せ、入手した見解を検討することとしている。

(3) 審査の方針及び手続

日本公認会計士協会が、監査に関する品質管理基準としている「監査事務所における品質管理」品質管理基準委員会報告書第1号及び「監査業務における品質管理」監査基準委員会報告書220に基づき、当法人が定めた審査規程により、審査部に所属するレビュー・パートナーによる審査を行っている。

なお、レビュー・パートナーの選出にあたっては、監査責任者と同様に審査における客観性を担保するため、監査業務を含めた継続期間7年、インターバル2年と規定し、具体的な人選は社員会で決定している。

「不正リスクへの対応」

審査において評価する重要な事項や判断において、不正による重要な虚偽表示を示唆する状況を識別した場合や、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合を含むこととしている。

また、不正による重要な虚偽表示の疑義がある場合には、適切な審査担当者が選任されているか確かめることとしている。

(4) 監査上の判断の相違を解決するための方針及び手続

当法人の規程第28条において、監査上の判断の相違の方針と手続を定め、併せて、相違する恐れがある場合には、監査チームは審査部を含めて十分協議すべき旨を規定している。

なお、協議の結果、判断が一致しない場合は、上級機関である審査会において審議することとしている。

(5) 監査ファイルの最終的な整理及び監査調書の管理・保存の方針及び手続

当法人の規程第9章「監査調書」第30条以下において、監査調書の最終的な整理、監査調書の管理、監査調書の保存及び廃棄、監査調書の所有権に関する方針及び手続を規定している。

また、監査調書の具体的な保管方法、保存期間、廃棄方法なども併せて規定している。

6. 品質管理のシステムの監視

(1) 監査事務所の品質管理に関する方針及び手続の監視のプロセス

当法人の規程第34条において、監視のシステムに関する方針と手続を定め、品質管理のシステムに関する日常的監視及び監査業務の定期的な検証に関する方針及び手続を規定している。

「不正リスクへの対応」

定期的な検証にあたり、不正リスクへの対応の実施状況を確認することとしてい

る。

(2) 識別した不備の評価、伝達及び是正の方針及び手続

監視の結果については、不備がある場合には、その影響の評価及び改善措置の内容とともに社員会に報告される。

(3) 不服と疑義の申立ての方針及び手続

当法人の規程第43条において、不服と疑義の申立てに関する方針と手続を定め、内部通報等の制度を設けている。

「不正リスクへの対応」

不正リスクに関連して、当法人内外から寄せられた情報に対処するための方針及び手続を定めている。

7. 監査事務所間の引継の方針及び手続

当法人の規程第44条において、監査事務所間の引継に関する方針と手続を定めている。

なお、具体的な引継事項等の内容は、「監査人の交代」監査基準委員会報告書900によることを併せて規定している。

8. 共同監査の方針及び手続

当法人の規程第45条において、共同監査の相手方の品質管理のシステムの確認を書面で行うことを、共同監査に関する方針と手続の中で定めている。

なお、共同監査にかかわる協定書は、日本公認会計士協会が定める様式による。

9. 組織再編を行った場合の対応その他の監査事務所が重要と考える品質管理の方針及び手続

当法人は設立以来、組織再編を行ったことがなく、また、当面、その計画もないことから、具体的な方針や手続は規定していない。

以 上

この品質管理システム概要書は、監査事務所が自己責任の下に作成し、品質管理委員会へ提出したものをそのまま掲載しており、品質管理委員会がこの品質管理システム概要書の記載内容の正確性や妥当性を保証するものではない。